

6 「水俣病問題の解決への取組」について

1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定について

昭和44年に法律による認定制度が始まり、昭和49年に現行の「公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という）」が施行されました。現在、同法に基づき被害者の認定業務を行っています。

なお、平成21年7月8日に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という）」に基づく救済の申請受付は平成24年7月31日に終了しましたが、公健法の認定申請については、今後も引続き受け付けています。

平成25年3月31日現在

公健法の認定申請件数	230件（平成24年3月末 217件）
------------	---------------------

2 水俣病被害者特別措置法に基づく救済措置について

平成16年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、熊本・鹿児島両県に対する公健法に基づく水俣病認定申請者の増加や損害賠償請求訴訟等を受けて、平成21年7月8日に特措法が成立しました。これを受けて、平成22年4月16日に「救済措置の方針」が閣議決定され、関係県では平成22年5月1日から平成24年7月31日まで、水俣病被害者救済申請を受け付けました。

特措法の申請件数	42,961件（内訳：給付申請 27,880件 切替申請 14,797件 亡くなられた方の申請 284件）
----------	---

3 水俣病関係の訴訟

平成25年3月末現在で係争中の訴訟は、国家賠償請求訴訟1件、水俣病認定を巡る訴訟2件の、計3件です。

(1) 国家賠償請求訴訟

①水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟

- ア 原告：9人（水俣病被害者互助会会員）
- イ 被告：国、熊本県、チッソ(株)
- ウ 裁判所：熊本地方裁判所
- エ 提訴日：H19.10.11

(2) 水俣病認定を巡る訴訟

①棄却処分取消・認定義務づけ請求訴訟

- ア 原告：認定申請者（熊本県在住の女性）の家族
- イ 被告：熊本県
- ウ 裁判所：熊本地方裁判所
- エ 提訴日：H19.10.11
- オ 地裁判決：H20.1.25（県勝訴）
- カ 高裁判決：H24.2.27（県敗訴）
- キ 最高裁判決：H25.4.16（県上告棄却）

②棄却処分取消・認定義務づけ請求訴訟

- ア 原告：大阪市在住の女性
- イ 被告：熊本県
- ウ 裁判所：大阪地方裁判所
- エ 提訴日：H19. 10. 11
- オ 地裁判決：H22. 7. 22（県敗訴）
- カ 高裁判決：H24. 4. 12（県勝訴）
- キ 最高裁判決：H25. 4. 16（破棄差し戻し）

4 水俣病対策事業の新しい取組

国と熊本県は関西訴訟最高裁判決後、熊本県からの提案を踏まえ、平成 18 年 4 月に環境大臣が発表した今後の水俣病対策を受け、様々な水俣病対策に取り組んでいます（第 7 章水俣病対策事業を参照）。

ここでは、その中から平成 24 年度の新しい取組をご紹介します。

(1) 健康不安者のフォローアップ健診事業の実施

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置の一時金等対象者又は療養費対象者のいずれにもならないとされた方等で、昭和 49 年 12 月 31 日以前に 1 年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、健康不安者のフォローアップ健診事業を実施しました。

(2) 健康不安者に対する健診事業の実施

水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置の申請を行わなかった方で、昭和 49 年 12 月 31 日以前に 1 年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を感じられる方に対して、健康不安者に対する健診事業を実施しました。